

○原子力規制委員会告示第十七号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第一条 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第十五条第六号」を「、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）第二十一条第六号」に改め、同条第一号中「第十五条第六号」の下に「及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に

係る技術基準に関する規則第二十一条第六号」を加える。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正)

第二条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和六十三年科学技術庁告示第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の二第四号及び第六号」を「第一条の二第二項第四号及び第六号」に、「第一条第二号及び第三号、第二条の五第十号及び第十二号」を「第一条第二項第二号及び第三号、第二条の五第五号イ、第二十八号イ及び第三十号ハ」に、「並びに第三条第三項並びに」を「並びに第三条第三項、」に改め、「第二十七条第三号」の下に「並びに試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号)第三十三条第一項第一号及び第三十五条第三号」を加える。

第九条第一項中「第二条の五第十二号」を「第二条の五第二十八号イ」に、「並びに試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十五条第一項第一号」を「、試験研究の

用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十五条第一項第一号並びに試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則第三十三条第一項第一号」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正）

第三条 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別記様式第三の注3」を「別記様式第一の注3」に、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第十四条第一号及び第十五条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号」を「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第八条第一項、第十四条第一号及び第十五条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第八条第一項、第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）第十三条第一項、第二十一条第一号及び第二十二条第三号、再処理施設の性能

に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第十四条第一項、第二十条第一号並びに第二十七条第一号、第四号及び第五号」に改め、「第十一条第一号」を「第七条第一項、第十一条第一号」に改め、「第十五条第一号、第四号及び第五号」の下に、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）第十二条第一項、第十六条第一号並びに第二十条第一号、第四号及び第五号」を加え、「第二条第二項第十四号及び第十五号」を「第三十八条第一項第一号及び第四十一条第一項」に改める。

第六条第一項第三号中「、原子炉設置者」を「、発電用原子炉設置者」に、「第四十三条の三の三第一項」を「第四十三条の三の三十四第一項」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改める。

第九条第一項中「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十四条第一号」の下に「、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則第二十一条第一号」を加え、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十七条第一号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条第四号及び第七号」を「特定廃棄物

埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則第十六条第一号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第一項第一号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第四号及び第七号」に改め、同条第二項及び第三項中「及び再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十六条第一号」を「、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十六条第一号及び再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二十  
五条第一号」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）  
第四条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（以下「貯蔵設工規則」という。）第十四条第一号」を「、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第十四条第一号並びに第十五条第一項第一号、第十四号及び第五号並びに使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制

委員会規則第二十六号。以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、第二十条第一号並びに第二十一条第一項第一号、第四号及び第五号」に改める。

第三条中「及び貯蔵規則第一条第二項第三号」を「、貯蔵規則第一条第二項第三号、貯蔵設工規則第九条第一項及び貯蔵性能基準規則第十四条第一項」に改める。

第六条第一項第三号中「第四十三條の三の三十三第一項」を「第四十三條の三の三十四第一項」に改める。

第九条中「並びに貯蔵設工規則第十四条第一号」を「、貯蔵設工規則第十四条第一号並びに貯蔵性能基準規則第二十条第一号」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第四十三條の三の三十三第一項」を「第四十三條の三の三十四第一項」に改め

る。

## 附 則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。